

野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第27号

野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則等の一部を改正する規則

(野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則の一部改正)

第1条 野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則（平成26年野田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「野田市子どものための教育・保育給付認定申請書」を「教育・保育給付認定申請書」に改める。

第5条第1項中「野田市子どものための教育・保育給付認定決定（却下）通知書」を「教育・保育給付認定決定（申請却下）通知書」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「野田市子どものための教育・保育給付認定現況届」を「現況届」に改める。

第9条中「野田市子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」を「教育・保育給付認定変更認定申請書」に改める。

第10条第1項中「野田市子どものための教育・保育給付認定変更認定決定（却下）通知書」を「変更の認定を行った場合は、教育・保育給付認定変更通知書」に改め、同条第2項中「野田市子どものための教育・保育給付認定変更認定依頼書」を「教育・保育給付認定変更認定依頼書」に改める。

第11条中「野田市子どものための教育・保育給付認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に改める。

第12条中「野田市子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届」を「教育・保育給付認定申請内容変更届」に改める。

第13条中「野田市子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書」を「支給認定証再交付申請書」に改める。

第14条第1項中「野田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」を「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」に改め、同条第2項中「野田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」を「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に改める。

第15条第1項中「野田市子育てのための施設等利用給付認定通知書」を「施設等利用給付認定決定通知書」に、「野田市子育てのための施設等利用給付認定却下通知書」を「施設等利用給付認定申請却下通知書」に改め、同条第2項中「野田市子育てのための施設等利用給付認定変更通知書」を「施設等利用給付認定変更通知書」に改める。

第17条中「野田市子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」を「教育・保育給付認定変更認定申請書」に、「野田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」を「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に、「野田市子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1号）兼子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」を「教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1号）兼施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に改める。

第18条中「野田市子育てのための施設等利用給付認定変更届」を「施設等利用給付認定変更届」に改める。

第19条中「野田市子育てのための施設等利用給付認定取消通知書」を「施設等利用給付認定取消通知書」に改める。

第20条第1項中「野田市企業主導型保育事業利用報告書」を「企業主導型保育事業利用報告書」に改め、同条第2項中「野田市企業主導型保育事業利用終了報告書」を「企業主導型保育事業利用終了報告書」に改める。

（野田市保育所等の利用に関する規則の一部改正）

第2条 野田市保育所等の利用に関する規則（平成27年野田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保育所等利用申込書」を「保育所等施設利用申込書」に改める。

第5条第1項中「決定した」を「決定し、保育所等の利用を承諾した」に、

「保育所等利用決定（却下）通知書」を「施設等利用承諾通知書」に改め、同条第2項中「保育所等利用保留通知書」を「施設利用保留通知書」に改める。

第6条中「保育所等利用決定者通知書」を「入所決定者一覧」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「保育所等利用（申込）児童家庭状況変更届」を「保育所等施設利用（申込）児童家庭状況変更届」に改め、同条第1号中「保育所等利用申込書」を「保育所等施設利用申込書」に改める。

第8条第2項中「保育所等利用解除通知書」を「保育実施解除通知書」に改める。

（野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部改正）

第3条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則（平成27年野田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保育料決定（変更）通知書」を「利用者負担額決定（変更）通知書」に改め、同条第2項中「延長保育料決定（変更）通知書」を「延長保育料決定通知書」に改める。

第6条第2項中「保育料減免申請書」を「利用者負担額減免申請書」に改め、同条第3項中「保育料減免決定（却下）通知書」を「利用者負担額減免決定（却下）通知書」に改める。

（野田市子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部改正）

第4条 野田市子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則（令和元年野田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「野田市子育てのための施設等利用費請求書（償還払い用）（私立幼稚園（新制度移行園を除く。）、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部の施設等利用費用）」を「施設等利用費請求書（償還払い用）（私立幼稚園（新制度移行園を除く。）、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部の施設等利用費用）」に改め、同項第2号中「野田市子育てのための施設等利用費請求書（償還払い用）（幼稚園、認定こども園及び

特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費用)」を「施設等利用費請求書（償還払い用）（幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費用）」に改め、同項第3号中「野田市子育てのための施設等利用費請求書（償還払い用）（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費用）」を「施設等利用費請求書（償還払い用）（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費用）」に改め、同条第2項中「野田市特定子ども・子育て支援提供証明書兼提供に係る領収書」を「特定子ども・子育て支援提供証明書兼提供に係る領収書」に改める。

第4条中「野田市子育てのための施設等利用費支払通知書（償還払い用）」を「施設等利用費支払通知書（償還払い用）」に改める。

第5条第1号中「野田市子育てのための施設等利用費請求書（法定代理受領用）（私立幼稚園（新制度移行園を除く。）、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合用）」を「施設等利用費請求書（法定代理受領用）（私立幼稚園（新制度移行園を除く。）、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合用）」に改め、同条第2号中「野田市子育てのための施設等利用費請求書（法定代理受領用）（認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合用）」を「施設等利用費請求書（法定代理受領用）（認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合用）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。